

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年埼玉県告示第九百二十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年十一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県上尾市大字小敷谷字堀込二百二十五番一の一部及び大字小敷谷字南前四百七十九番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去

別図

